

令和3年度答申第33号  
令和3年9月3日

諮問番号 令和3年度諮問第24号（令和3年7月20日諮問）  
審査庁 環境大臣  
事件名 産業廃棄物収集運搬業不許可処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求のうち本件処分の取消しを求める部分は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。なお、本件審査請求のうち本件申請に対する許可を求める部分については、当審査会において調査審議は行わず、審査庁において速やかに裁決のための手続を進めるのが相当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人Xが行った廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）14条1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業許可申請（以下「本件申請」という。）に対し、A知事（以下「処分庁」という。）が不許可処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）廃掃法14条1項は、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けな

なければならない旨規定する。

廃掃法14条5項は、都道府県知事は、同条1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条1項の許可をしてはならない旨規定し、同条5項1号は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであることと規定する。

- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃掃法施行規則」という。）9条の2第1項は、廃掃法14条1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第6号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない旨規定し、廃掃法施行規則9条の2第2項は、同条1項の申請書には、同条2項1号から15号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない旨規定し、同項2号は、事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図と規定し、同項3号は、申請者が同項2号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類と規定する。

廃掃法施行規則10条は、廃掃法14条5項1号の規定による環境省令で定める基準は、廃掃法施行規則10条1号及び2号とする旨規定し、同条1号は、施設に係る基準と規定し、同号イは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有することと規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和2年10月27日、処分庁に対し、本件申請をした。  
(産業廃棄物収集運搬業許可申請書)
- (2) 処分庁は、令和3年1月29日付けで、審査請求人に対し、廃掃法14条5項1号に規定する廃掃法施行規則10条1号イの基準に適合しているとは認められないとして、本件処分をした。

なお、処分庁における本件処分の理由は、以下のとおりである。

産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、廃掃法施行規則9条の2第1項に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならないとされており、この申請書には、申請者が事業の用に供する施設

の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類を添付しなければならないとされている（廃掃法施行規則9条の2第2項3号）。

A県では、申請者が収集運搬車両を駐車するための土地全てについて所有権を有しない場合には、所有しない土地全てについて、土地の所有者全員分の使用承諾書等の提出により使用する権原の有無を確認した上で、廃掃法施行規則10条1号イの基準に適合しているかの判断を行っている。

審査請求人及び審査請求人の代理人にこの旨説明し、土地の所有者全員分の使用承諾書等の提出を求めたが、令和3年1月7日に、審査請求人の代理人から、土地の所有者全員分の使用承諾書等の提出はできない旨の回答があった。

そうであれば、事業の用に供する施設を使用する権原を有している書類が提出されず、審査請求人が収集運搬車両を駐車するための土地全てについて使用する権原を有することが確認できない。

以上のことから、産業廃棄物収集運搬業の許可の基準である廃掃法14条5項1号に規定する廃掃法施行規則10条1号イの基準に適合しているとは認められない。

(処分通知書)

(3) 審査請求人は、令和3年2月8日、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(4) 審査庁は、令和3年7月20日、当審査会に対し、本件審査請求のうち、本件処分の取消しを求める部分は棄却すべきであるとし、本件申請に対する許可を求める部分は却下すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

##### (1) 土地賃貸借契約書について

B地a番（以下「本件土地1」という。）及び同b番（以下「本件土地2」という。）に係る土地賃貸借契約書（以下「本件賃貸借契約書」という。）には、本件土地1及び本件土地2（以下併せていう場合には「本件各土地」という。）の共有者の1人であるPが押印しているが、民法（明治29年法律第89号）761条には、夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、

連帯して責任を負うとし、ただし、第三者に対して責任を負わない旨の予告をした場合は、この限りではない、と規定されているところ、本件申請時において、「他の一方」であるQは、審査請求人に対して責任を負わない旨の予告をしていない。また、本件各土地におけるPとQの持分は、本件土地1では2分の1、本件土地2では3分の2と過半数であり、本件では、管理行為として短期賃貸借契約が締結された。

上記契約が締結されてから5年以上が経過するも、共有者の一部又は第三者から契約の無効を主張されて解除されておらず、賃料は上記契約どおりの支払いが継続しているから、本件において、使用権原は賃借権に基づくものであり、それは本件賃貸借契約書にて確認できるはずである。

したがって、本件賃貸借契約書等によって使用が継続されているにもかかわらず、処分庁は使用する権原がないとして本件処分をしていることは裁量権の踰越である。

## (2) 土地・建物・車両等使用承諾証明書等について

土地・建物・車両等使用承諾証明書（以下「本件使用承諾証明書」という。）について、処分庁は、A県では、申請者が収集運搬車両を駐車するための土地全てについて所有権を有しない場合には、所有しない土地全てについて、土地の所有者全員分の使用承諾書等の提出による使用する権原の有無を確認した上で、廃掃法施行規則10条1号イの基準に適合しているかの判断を行っているとし、使用する権原の有無を確認するためには、土地の所有者全員分の使用承諾書が必要であるとする。

しかし、共有地において、駐車場、資材置場としての短期賃貸借契約等については、管理行為として所有権者全員の承諾は必要ではないし、廃掃法施行規則10条1号イの基準は、申請者が所有権を有しないときには、継続して使用権原を有することの書類として土地の使用承諾書（土地賃貸借契約等）の添付を明示しているだけで、土地所有者全員の使用承諾書だけを要件とはしておらず、「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）収集運搬業許可審査マニュアル」においても、事業場（駐車場）の土地登記事項証明書で、所有者を確認し、他人名義の場合は使用権原を確認するために使用承諾書（賃貸契約書等）を添付してもらうこと、と明示しており、土地の所有者全員の承諾書との記載はどこにもない。

また、処分庁においては、公共用地について占有許可等がない他の事例において、被相続人に代わる新たな所有権者の自己証明書をもって所有権者

を確定し、使用承諾書にはその者だけの記名押印のみで共有者全員の承諾を確認しないまま、使用権原があるとして許可をしているところ、本件申請では不許可となっている。

以上の点に鑑みれば、恣意的に公正を欠く裁量を行い、平等原則に反する本件処分は、裁量権の濫用である。

### (3) まとめ

よって、審査請求人は、本件処分の取消し、及び、処分庁が審査請求人に対し、本件申請を許可する、との裁決を求める。

(審査請求書、反論書、令和3年4月22日付け主張書面、意見書、令和3年8月3日付け主張書面)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

### 1 本件賃貸借契約書等について

審査請求人は、平成26年6月1日、本件各土地について、それらの土地の共有者の1人であるPとの間で、賃料月額5万円、契約期間を同日から平成27年5月31日（ただし、期間満了に際し、貸主及び借主において更新拒絶又は解約の意思表示をしないときは、本契約は同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。）とする賃貸借契約を締結したこと（以下「本件賃貸借契約」という。）、令和2年10月から同年12月にかけて、Pに対して、本件賃貸借契約書の賃料月額と同額の5万円を支払ったことが認められる。

一般に、共有物について賃貸借契約を締結する行為は、それが民法602条の期間を超える場合には、共有者による当該目的物の使用、収益等を長期間にわたって制約することとなり、事実上共有物の処分に近い効果をもたらすから、これを有効に行うには共有者全員の合意が必要であると解されるのに対し、同条の期間を超えない場合には、処分の程度に至らず管理行為に該当するものとして、共有持分の過半数をもって決することができるというべきである。

これを本件についてみると、本件賃貸借契約の契約期間は1年であり、民法602条2号に規定する5年を超えないから、共有持分の過半数をもって決することができるが、Pの共有持分は、本件土地1は4分の1、本件土地2は6分の1にとどまり、過半数に達していないから、Pは、単独で、本件各土地の全部の使用を審査請求人に認めることができる地位にはなかったものといえる。

したがって、本件賃貸借契約書によって、審査請求人が本件各土地の使用権原を有しているとは認められない。

また、審査請求人は、民法761条の規定に基づき、PとQの共有持分を合わせると過半数であり、本件では、管理行為として短期賃貸借契約が締結された、とも主張する。しかし、Qの共有持分は本件土地1につき4分の1、本件土地2につき2分の1であるから、Pの共有持分と合わせると、本件土地2については3分の2であり共有持分の過半数に達しているものの、本件土地1については2分の1であり共有持分の過半数に達していないことは明らかである。そもそも、民法761条の規定する日常の家事に関する法律行為とは、個々の夫婦がそれぞれの共同生活を営む上において通常必要な法律行為を指すものであるから、具体的な法律行為が当該夫婦の日常の家事に関する法律行為に範囲内に属するか否かは、当該夫婦の事情や行為をなす目的等によって異なり得ると解されるところ、審査請求人が処分庁に提出した書類の中に、本件賃貸借契約がPらの日常の家事に関する法律行為の範囲内に属することを根拠付ける書類は見当たらない。

さらに、審査請求人は、賃料の支払が継続していることを主張するが、領収証はPが作成したものであり、本件賃貸借契約についてP以外の共有者の意思を明らかにするものとは認められない。

## 2 本件使用承諾証明書等について

本件使用承諾証明書によると、Pは、審査請求人に対して、令和2年10月1日から令和7年12月31日までの間、本件各土地を産業廃棄物処理業の用に使用することを承諾したことが認められる。

本件使用承諾証明書に記載された使用期間は、本件賃貸借契約と異なり、5年を超えるから、共有者全員の合意が必要であると解されるところ、P以外の署名押印等や他の共有者の委任状等の提出がないことからすれば、共有者全員の合意があったと認めることはできない。

したがって、本件使用承諾証明書により、審査請求人が本件各土地の使用権原を有しているとは認められない。

また、審査請求人は、処分庁に対して、令和2年11月18日付け申立書を提出しているが、その内容からは、本件各土地について審査請求人の使用権原を根拠付けるものとは認められない。

なお、審査請求人は、処分庁における他の事例を挙げて本件処分が平等原則に違反する旨主張する（第1の4（2））が、本件申請の際に、審査請求人か

らの申し出により、P以外の本件各土地の共有者から本件各土地の使用に係る承諾が得られないことが明らかとなっている本件と、審査請求人が挙げる他の事例とを単純に比較することは困難であるから、審査請求人の主張には理由がない。

### 3 まとめ

(1) 以上のとおり、審査請求人が処分庁に対して提出した書類によっては、審査請求人が本件各土地の使用権原を有しているとは認められず、そのほかに審査請求人が本件各土地の使用権原を有することを証する書類も見当たらない。

したがって、審査請求人が処分庁に提出した書類によって、本件各土地を使用する権原を有することが確認できないため、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件審査請求においては、審査請求人は、本件処分を取り消す旨の裁決を求めるとともに、処分庁が審査請求人に対し、本件申請を許可する旨の裁決を求めている。

上記のうち、後者の請求は、審査庁が処分庁に対し、本件申請について許可すべき旨を命ずることを求める趣旨であると解されるところ、本件において、審査庁は処分庁の上級行政庁ではないから、仮に本件処分の取消しを求める部分について認容する場合であっても、処分庁に対して許可すべき旨を命ずることはできず（行政不服審査法（平成26年法律第68号）46条2項1号）、不適法であるから、同法45条1項の規定に基づき却下されるべきである。

(3) よって、本件審査請求のうち、本件申請に対する許可を求める請求については却下されるべきであり、本件処分の取消しを求める請求については理由がないため棄却されるべきである。

## 第3 当審査会の判断

### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

### 2 本件処分の適法性及び妥当性について

(1) 産業廃棄物の収集運搬業の許可は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであると認められることが要件の一つとき

れており（廃掃法14条5項1号）、環境省令で定める基準として、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること（廃掃法施行規則10条1号イ）が掲げられている。

運搬車の駐車場は、運搬車を使用するために必要であり、産業廃棄物の収集運搬を行うための施設といえることができるから、運搬施設に含まれると解される。

したがって、許可をするのは、運搬車の駐車場を有していると認めるときでなければならない。

(2) 運搬車の駐車場を有していると認められるには、駐車場全体について継続して使用できる権原を有していることが必要と解されるから、本件で許可をするには、本件各土地の全体について審査請求人の使用権原が認められることが必要である。

本件各土地は、Pほか3名の共有であるところ、審査請求人は本件各土地の使用権原があると主張し、Pとの間で締結した平成26年6月1日から平成27年5月31日までを契約期間とする本件各土地の賃貸借契約書（更新拒絶又は解約の意思表示がなければ同一条件で更新されるもの）及びPが審査請求人に対して令和2年10月1日から令和7年12月31日までの間、本件各土地を産業廃棄物処理業の用に供することを承諾した旨の使用承諾証明書を提出している。

これらの資料によれば、審査請求人は、本件各土地について、Pとの間で平成26年6月1日から1年間を契約期間とする賃貸借契約を締結し、契約期間満了後も同契約が同一条件で更新されていたところ、賃貸人であるPは、令和2年10月1日から令和7年12月31日まで、賃借人である審査請求人が本件各土地を産業廃棄物処理業の用に使用することを承諾したことが認められる。

しかし、共有にかかる土地の全体について、5年を超える期間、産業廃棄物運搬車の駐車場として賃貸借契約を締結するには、共有者全員の同意が必要（民法251条）であると解される。

したがって、審査請求人が提出した上記賃貸借契約書及び使用承諾証明書だけでは、本件各土地の全体について審査請求人の使用権原を認めることはできない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求のうち本件処分の取消しを求める部分は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史